

ねくさす通信

Vol.19

【発行】令和8年7月20日

地域活動ホーム ガッツ・ビーと西

横浜障がい相談システム ねくさす

【問い合わせ】

〒220-0051 横浜市西区中央 1-18-22-103

TEL045-594-7681 FAX045-594-7682

2026年 こんなことを考えています。

当たり前ですが……。24年そして25年と積み重ねてきたことがあります。

「入所施設から学ぶそして連携へ」の動き。加えて他区基幹相談支援センター等とも「区域を越えての連携」をあわせて動いてきました。それぞれが2者に対し連携模索し。いくつかの線がからみあい太くならうとしている。そんな思いを持ちながら。時には3者で横浜市に活動報告と施策提起等行う。そんな流れが出来始めました。

そして2026年です。上記のことを踏まえながら。個人的に強く考えていきたいのは……。障害者権利条約第19条「*自立した生活及び地域社会で生活する平等の権利を有すること。居住地を選択し。どこで誰と生活するかを選択する機会を有し。特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。地域社会における生活及び包容を支援し。地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な地域社会支援サービスを利用する機会を有する*」とあります。

25年もあげたことで。足踏みだったのが地域の中で「居住受け皿づくり」です。昨年「地域居住支援」を具体的に展開していきますと書きながら1年間「足踏み状態」が続きました。ここにきて地域居住に関連する法律が動き出しています。①セーフティネット改正法、②生活困窮改正法、そして③総合支援法のもとに動いてきた地域生活拠点事業。この3つを(横浜だけではありませんが)横断的に考えることが求められています。なぜなら地域・区域はひとつしかありません。それぞれの事業が縦割りとして出来ることは非常に限定的です。ここにこそ「行政の力」が必要。と考えています。大きな金額が必要な訳でもなく「横ぐし・横断」的な連携が考えられないかと。たとえば区役所内部の連携が出来ないものかと。生活支援・高齢障がい等だけでも「居住支援相談」の看板を掲げてくださるだけで「地域居住の取り組み」が見えてくると考えています。そのうえでそれぞれの地域関係機関(ネットワークも含め)でサポート体制が作られていきます。

モデルとして神奈川県内でも座間市等の先行事例もあります。「住宅確保要配慮者」(高齢者も生活困窮者もそして障がい者も。そして重なるケースも)に対して見える相談・サポート体制を区域・地域で出来ないものか。行政含め様々な方々と協議しながらその実現に「大きな一歩」を踏み出せる1年としたいものです。言葉だけでない「地域移行」が出来る「地域の受け皿・具体的なサポート含め」を創っていかれたらと。

「横浜障がい相談システム ねくさす」として、「地域活動ホームガッツ・ビーと西」から外に飛び出し、十数年が経過しました。基幹相談・自立生活アシスタント・後見的支援・計画相談との内部的な連携も積み重ね、前年にまさる「利用者支援」を創っていきます。

本年も宜しくお願い致します。 2026年 7月

横浜障がい相談システム ねくさす

渡辺幹夫

親なきあとの暮らしを考える

全国規模の2つの団体が、昨年度に障がいのある方と暮らす家族等を対象にした、「親なきあと」に関する意識・実態調査の実施結果を発表しました（実施結果は、下のQRコードからアクセスできます）。

2つの調査ともに「親なきあと」への不安を感じている方の割合は、**85%を超えており、多くの家族に共通する**大きな課題だということが分かります。対象となる障害のある方の年齢層や障害種別、支援区分等、さらに「親なきあと」に対する準備や備えも様々ですが、「親なきあと」への準備が出来ていない、という家族がいることも見えてきます。

今後、西区においては、ガッツ・ビーと西や区内事業所等で、「親なきあと」の他、横浜市独自の「後見的支援制度」について学ぶ場を設けるよう進めています。ぜひ一度、一緒に考えてみませんか。

10月17日（土）午後 生活創造空間にしにて

※詳細は追ってお知らせします

「障害のある人の暮らしと家族の健康・暮らしの調査」

（全国障害者の暮らしの場を考える会実施）



「障害者の“親なきあと”に関する意識・実態調査」

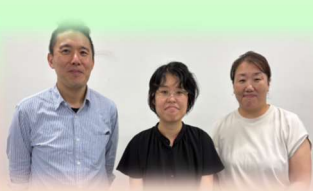
（日本財団 2025年10月実施）



横浜障がい相談システム ねくさす 職員紹介



基幹相談



計画相談



後見的支援



自立生活アシスタント



編集後記：皆さまこまめに水分補給をして、熱中症対策していきましょう～

